

技能講習修了証(再交付・書替・統合)申請書作成要領

- ・ 新しい修了証の交付まで 1 週間程度かかります。なお、記載内容の不備や添付書類等に不足があれば交付が遅れますのでご了承ください。
- ・ 記入の不備や必要書類の不足等があり、電話等で直接確認できない場合、追加で提出いただけない場合等は、申請書類を返却させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・ 右側の「確認」欄は、必要な書類等を用意する際のチェックのためにご利用ください。

必要書類等	記入、作成のご説明	確認
(1) 申請書 再交付 書替 統合	<p>①ホームページから様式をダウンロードして利用してください。</p> <p>②表題下の新修了証の受け取り方法を選択(○で囲む。以下同じ。)してください。</p> <p>③「申請対象の講習等」欄に、該当する「技能講習の種類」等を記入してください。 技能講習の種類、略称等は、「技能講習名称一覧」等を参照してください。 紛失等で不明な場合は、当協会(089-927-7730)へ、本人が照会してください。 「修了証番号」「交付年月日」が不明な場合は、空欄でも差し支えありません。 「申請事由」を選択してください。複数の事由があれば全て選択してください。 再交付の場合は、紛失か損傷かを選択し、その時期と理由を明記してください。</p> <p>④「旧修了証の返却」の有無を選択してください。有の場合は、同封してください。 紛失等で返却できない場合は、必ずチェック欄にチェックマークを入れてください。</p> <p>⑤氏名変更による書替の場合は、「旧氏名」欄に旧氏名を記入してください。</p> <p>⑥手続きを委任(窓口持参、受領等)する場合は、「委任状」欄を記入してください。</p>	
(2) 本人確認等のための書類	<p>①窓口授受、郵送を問わず、申請者(代理人)の本人確認をさせていただきます。</p> <p>②運転免許証、パスポート、健康保険証(住所記載のものに限る。)、住民票その他公的機関の証明書等、いずれか一つの写しを添付してください。</p> <p>③窓口へ持参される場合は、窓口で提示(写しをいただきます。)してください。</p> <p>④氏名変更の場合は、旧氏名を確認するため、戸籍抄本または新氏名が裏書きされた運転免許証(写し)を添付してください。</p>	
(3) 写真 (技能講習のみ)	<p>② 縦 3.0 cm × 横 2.4 cm サイズの、申請前 6 か月以内に撮影した正面脱帽のもの。</p> <p>②背景は無地で、顔(頭部全体)がはっきり写っているものに限りです。</p> <p>③貼り付ける前に、写真の裏面に氏名を記入してください。</p>	
(4) 返信用封筒	<p>①新しい修了証の受け取りを郵送で希望される方への送付用の封筒です。</p> <p>②定型封筒に宛先を明記し、404 円分の切手(簡易書留用)を貼付してください。</p>	
(5) 手数料	<p>①新たに発行する修了証 1 枚につき 1,400 円です。</p>	
郵送申請の場合	上記(1)～(4)の書類と(5)の手数料を添えて、必ず現金書留で郵送してください。	
窓口持参の場合	上記(1)～(3)の書類と(5)の手数料を持参し、窓口へ提出してください。 申請は窓口でも、新修了証は郵送を希望する場合は、(4)も持参してください。	

再交付、書替、統合の申請対象となる技能講習名称一覧

- ・ 本申請の対象になるのは、当協会が発行した下表にある技能講習の修了証だけです。
- ・ 「特別教育等」の修了証も対象になりません。(別途、手続きが必要です。)
- ・ 下表にない技能講習や、他の講習機関で発行された修了証については、取扱いできません。

略 称	正 式 名 称
乾 燥	乾燥設備作業主任者技能講習
酸欠(二種)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 (第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習)
※ 酸欠(一種)	酸素欠乏危険作業主任者技能講習 (第一種酸素欠乏危険作業主任者技能講習)
特 化	特定化学物質等作業主任者技能講習
特 四	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
石 綿	石綿作業主任者技能講習
鉛	鉛作業主任者技能講習
プ レ ス	プレス機械作業主任者技能講習
有 機	有機溶剤作業主任者技能講習
ガ ス	ガス溶接技能講習
高 所	高所作業車運転技能講習
高所(特例)	高所作業車運転技能特例講習
玉 掛 け	玉掛け技能講習

※「酸欠(一種)」は、現在、統合できません。該当する方は事前に当協会までお尋ねください。

再交付、書替の申請対象となる講習名称一覧 (統合はできません。)

略 称	正 式 名 称
職 長	職長教育
職長・安責	職長教育・安全衛生責任者教育
安 管	安全管理者選任時研修
衛 管(一)	第一種衛生管理者能力向上教育
衛 管(二)	第二種衛生管理者能力向上教育
安 推	安全衛生推進者養成講習
衛 推	衛生推進者養成講習

(お問合せ)
 公益社団法人 愛媛労働基準協会
 〒790-0062
 愛媛県松山市南江戸1丁目13-21
 電話 089-927-7730
 FAX 089-927-7732

※技能講習以外の場合は、申請書に写真を貼付する必要はありません。